



指宿市がん患者アピアランスケア支援事業 Q&A

No.	質問	回答
1	助成対象者の性別、年齢の制限はありますか。	助成対象者の性別、年齢の制限はありません。 ただし、対象者が未成年の場合は、申請者は保護者となります。
2	現在、指宿市に住民票があります。 ウィッグ、胸部補整具を購入した時は他の市町村に住んでいました。対象となりますか。	対象となります。申請日時点で指宿市に住民票がある方が対象となります。ただし、他の市町村で既に助成を受けている場合は対象外になります。
3	指宿市に居住していますが、住民票は他の市町村にあります。対象となりますか。	対象外です。申請日時点で指宿市に住民票がある方が対象となります。
4	過去に他の市町村で助成制度を利用し、ウィッグを購入しました。今回、がんの再発により新しいウィッグを購入したいが、申請できますか。	他の市町村や民間団体から既にウィッグの購入費助成を受けた場合は、ウィッグについては申請できません。
5	他の自治体でウィッグの購入費助成を受けました。今回、胸部補整具を購入したいが、胸部補整具は助成対象となりますか。	胸部補整具については対象となります。 対象者1人につき1回限りとなります。
6	ウィッグと胸部補整具を購入したが、両方とも申請することができますか。	両方とも申請可能です。申請は、ウィッグ、胸部補整具それぞれ、対象者1人につき1回限りです。
7	ウィッグと胸部補整具の両方の購入を考えているが、申請は一度に行う必要がありますか。	別々に申請していただいて問題ありません。それぞれ申請期限内に申請してください。
8	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には、再度申請できますか。	再発・転移など異なるがんに罹患した場合でも、同じ助成対象項目で再度申請することはできません。
9	申請できるウィッグ及び胸部補整具は、それぞれ1人1つまでですか。	ウィッグは、対象者1人につき1台です。 胸部補整具は、助成上限額の範囲内であれば、複数でも対象となります。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。 また、いずれも申請期限内に申請してください。
10	がんの治療は終了したが、その治療により脱毛や乳房の形の変化があります。対象となりますか。	がんの治療が終了した方であっても、がん治療に伴う外見の変化を補うために、補整具が必要な方であれば、対象となります。

No.	質問	回答
11	助成対象となる経費は何ですか。	ウィッグ及び胸部補整具の購入に要した費用(消費税額及び地方消費税額を含み、実際に支払った額)です。
12	助成金額はいくらですか。	ウィッグは、助成対象経費と2万円を比較して、いずれか少ない額、胸部補整具は、助成対象経費と1万円を比較して、いずれか少ない額です。
13	助成対象外となる経費は何ですか。	○付属品及び管理用品(クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、保管する容器等)に係る費用 ○購入のために要した送料、交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等に係る費用 ○ウィッグのサイズ調整、カット及びセットに係る費用
14	各種ポイントやクーポンを利用して支払った金額は助成の対象となりますか。	対象外です。購入費用からポイントやクーポンの利用額を差し引いた金額が助成対象となります。
15	ウィッグについて、対象となるものは何ですか。	全頭用ウィッグ(装着に必要な頭皮保護用のネットを含む。)が対象です。 ウィッグのヘアピース(部分かつら)や毛髪つき帽子、医療用帽子は対象外となります。
16	胸部補整具について、対象となるものは何ですか。	補整下着(補整パッドと下着が一体になったもの)、補整パッド、専用入浴着、人工乳房(乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。)が対象です。
17	胸部補整具は左右それぞれ1回申請ができますか。	片側、両側に限らず1人1回の申請になります。
18	補整具をレンタルする場合、レンタル費用は対象となりますか。	対象外です。購入した物に対する助成となります。
19	補整具を自作した場合、材料費は対象となりますか。	対象外です。購入した物に対する助成となります。
20	領収書はコピーでいいですか。	いいえ。原本の提出をお願いします。 なお、当市の受付印を押させていただき、その後返却いたします。

No.	質問	回答
21	領収書にはどのような記載が必要ですか。	<p>次の①～⑦の全ての項目が必要です。</p> <p>① 申請者(または対象者)の氏名 ② 購入年月日 ③ 品名 ④ 購入金額 ⑤ 購入金額の明細 ⑥ 台数(個数) ⑦ 領収書の発行元の名称及び住所</p> <p>※⑧ ウィッグの場合:全頭用であることの記載も必要</p>
22	領収書に購入金額の内訳の記載がないが、申請できますか。	<p>いいえ。購入金額の内訳は必要です。</p> <p>領収書と併せて内訳の内容が分かるもの(購入明細書や納品書等)を提出してください。</p>
23	インターネットで購入しました。領収書がないが、どうしたらいいですか。	<p>領収書に代わるものとして、支払いをした事実の分かるものが必要です。No.21にある必要事項全てが分かるものを提出してください。</p> <p>(例)</p> <p>クレジットカード会社からの請求明細の原本(支払いをしたことが分かり、申請者名、購入日、購入金額)十納品書や申込みの受注確認メールをプリントアウトしたもの。</p>
24	店舗でクレジット払いで購入しました。領収書が発行されなかったが、どうしたらいいですか。	<p>購入された店舗へ領収書の発行を依頼してください。</p> <p>発行できない場合は、購入内容及び支払金額が確認できる書類を提出してください。</p> <p>※購入内容が確認できるもの…</p> <p>購入したものが掲載されたパンフレットやカタログ等</p> <p>※支払金額が確認できるもの…</p> <p>レシートやクレジットカード売上票等</p>
25	申請書はどこで手に入りますか。	<p>交付申請書兼請求書(第1号様式)と委任状(第2号様式)については、指宿市のホームページに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。</p> <p>また、市役所健康増進課(指宿保健センター内)並びに山川支所及び開聞支所市民福祉課にも設置しています。</p>
26	申請書類等に消えるボールペンを使用してもいいですか。	申請書類等の記入に消えるボールペンは使用しないでください。
27	申請期限はありますか。	助成対象物品の購入日の属する年度内です。やむを得ない事情で期限内に申請できない場合は、健康増進課までご連絡ください。

No.	質問	回答
28	対象者がやむを得ない事情で申請できません。代理人(配偶者や親など)が申請してもいいですか。	はい。その場合、委任状(第2号様式)の提出が必要です。
29	申請時点で亡くなっている対象者について、申請できますか。	いいえ。申請時点で存命である対象者について申請が可能です。
30	申請方法、提出先について	<p>【申請方法】 提出先に持参もしくは郵送してください。</p> <p>【提出先】 指宿市役所 健康増進課 地域保健係</p> <p>住所：〒891-0497 指宿市十町2424番地 (指宿保健センター内)</p> <p>TEL：0993-22-2111 (内線283・629)</p> <p>開庁時間：8:30～17:15 月～金曜日(祝・年末年始を除く)</p> <p>※山川支所市民福祉課・開聞支所市民福祉課の窓口にもご提出いただけます。</p> <p>※書類に不備があった場合等、健康増進課から連絡させていただく場合がありますので、申請書に記載する申請者の電話番号は日中に連絡がつく番号を記載してください。連絡がつかない場合、交付決定に時間を要したり、助成を受けることができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。</p> 